

### ③ 在宅療養の方に支援が必要になった時

#### 1. 医療相談

京都難病連が京都市から委託を受けて、専門医による医療相談会を行っています。疾患名、日時、会場などは市民しんぶん、京都難病連ホームページなどで案内しています。

#### 2. 訪問相談

療養生活上の悩みについて、保健センターの保健師などが訪問相談を行っています。

京都難病連でもご希望があれば自宅訪問を行っています。

#### 3. 障害者総合支援法

平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に難病など(332疾患 平成27年7月時点)が加わり、身体障害者手帳のない難病等の人たちも障害福祉サービスの申請ができるようになりました。

#### ◎障害福祉サービスの利用手続き

- ① 申請を受け付け後、保健センター等は利用希望者の心身の状況などについて聞き取り調査(障害程度区分認定調査)を行い、市町村審査会において障害程度区分(1～6の区分があります)の認定を行います。  
※補装具・日常生活用具の支給については障害程度区分認定調査の手続きは不要です。



- ② 障害程度区分、サービス利用意向などを踏まえサービスの支給量を決め、受給者証を発行します。



- ③ 受給者証をサービス提供事業者に提示することによりサービスを受けられるようになります。

#### ◎障害福祉サービス・施策の体系

##### ・介護給付

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所(ショートステイ)、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護(ケアホーム)

##### ・訓練等給付

自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、共同生活支援(グループホーム)

##### ・地域生活支援事業

移動支援、日常生活用具給付事業など

##### ・補装具

#### ◎サービスを利用したときの費用

サービスを利用した時の利用者負担は、負担能力に応じた負担となっています。利用者の世帯における所得に応じた限度額が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。

※施設等を利用した場合の食費や光熱水費は、原則として負担になります。※国や本市独自の制度として様々な負担軽減策があります。

サービスの利用を希望される方は下記の窓口へご相談ください。

京都市内にお住まいの方

- ・身体障害者手帳をお持ちの方 ⇒ 福祉事務所
- ・身体障害者手帳をお持ちでない方 ⇒ 保健センター・支所

京都市以外にお住まいの方

⇒ 市町村の福祉事務所